

優遇税制

中小企業等経営強化法による支援 2027年3月31日まで 延長!

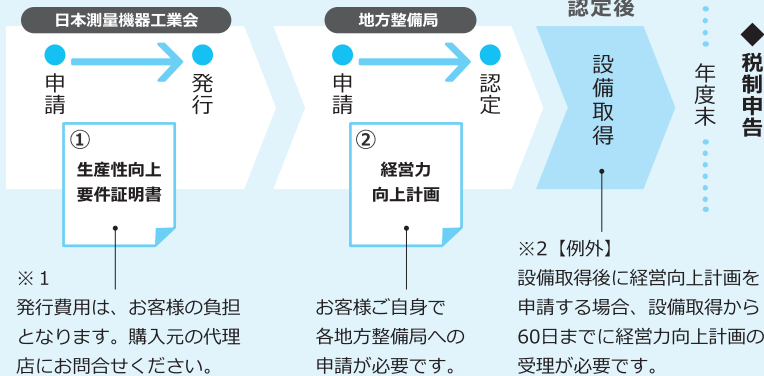
中小企業者様や個人事業主様を対象に優遇税制措置が受けられます。
期限は2025年3月末まで。これを機会に是非当社製品で本制度をご利用ください。

*くわしくは中小企業庁のウェブサイトへ 詳細は顧問税理士様等にご相談してください。
*本制度は2023年度までのものが2025年度まで延長されたものです。

優遇税制	所轄官庁	優遇措置(概要)	生産性向上要件証明書	申請のタイミング
中小企業等経営強化法 (~2027年3月末)	中小企業庁	法人税・所得税の控除 or 即時償却	要 ※1	【原則】事前申請 【例外】設備取得後60日まで ※2
先端設備等導入制度 (~2025年3月末)	市区町村	3年間にわたり 固定資産税が1/2に軽減	不要	【必須】事前申請 ※3

中小企業等経営強化法の適用の流れ

【原則】設備取得前

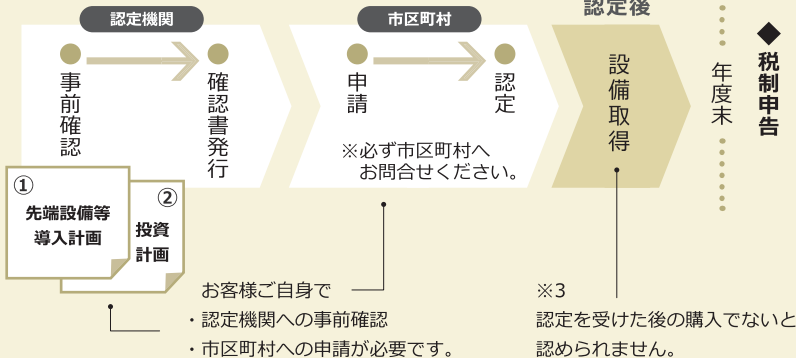


対象製品



先端設備等導入制度の適用の流れ

【必須】設備取得前



対象製品



お問合せ

くわしくは中小企業庁のウェブサイトへ

日本総代理店

中小企業等経営強化法



先端設備等導入制度



グレートスター ジャパン株式会社

〒231-0023横浜市中央区山下町223-1

NU関内ビル10F Tel:045-228-8677

<https://greatstarjapan.co.jp/>